



# 障害者雇用の実務支援サービス

## 法定雇用率は2026年7月から2.7%へ（採用もより困難に）

法定雇用率の段階的な引き上げ（2024年4月～：2.5% 2026年7月～：2.7%）、除外率の引き下げが予定されており、企業には障害者雇用への更なる取り組みが求められます。

多くの企業が障害者雇用に取り組む中で、企業間の採用競争により、障害者の採用はより困難となることが想定されます。

## 雇用が進んでいない ▶ 『障害者雇入れ計画』作成命令も

まだ障害者雇用に十分に取組んでいない企業では、自社の障害者雇用率が以下の3点のいずれかに当てはまる場合、ハローワークより『障害者雇入れ計画』の作成命令が発出される可能性があります。（障害者雇用促進法第46条1項）

作成命令を受けて取り組む場合、時間的制限等により負担が大きくなる可能性があり、そういった観点からも作成命令を受ける前に余裕を持って取り組むことが望ましいです。

- 実雇用率が全国平均実雇用率未満であり、かつ不足数が5人以上の場合
- 実雇用率に関係なく、不足数10人以上の場合
- 雇用義務数が3人から4人の企業であって雇用障害者数0人の場合

## 弊会の実務支援を活用ください

### （1）どんな支援を受けられるのか？

県内各地域の**就労移行支援事業所との連携体制**のもと、採用（候補人材の選定を含む）から職場定着までを支援いたします。

- ① 弊会への申込みで※以下の連携事業所からの支援が可能で『**採用担当者の負担軽減**』
- ② 誠実かつ実績のある事業所と連携しており、支援は全て『**無料**』
- ③ 採用フローだけでなく、障害者雇用において重要な『**職場定着**』まで支援

※弊会の連携事業所

名古屋市：マーム（中区）、名古屋東ジョブトレーニングセンター（千種区）

知多地域：就職トレーニングセンター（大府市）、AWひまわり（半田市）

尾張地域：サニーライフめいしんれん（犬山市）、ジョブステーション（一宮市）

三河地域：グラスホッパー（みよし市）、くるくる（刈谷市）、アクト（岡崎市）、あけぼの作業所（豊川市）

### （2）支援の流れは？

#### ヒアリング等

##### ①企業訪問

連携事業所とともに訪問し、就業場所・業務内容等具体的な要望をお伺い（業務の切り出し等のご相談も可能）

##### ②就職準備訓練の見学等

就労移行支援事業所にて障害者が訓練に取り組む現場へご案内

#### 採用フロー

##### ③候補人材紹介～職場実習

連携事業所において、訓練生の中から候補人材を選定。職場見学・面談の上、職場実習を実施

##### ④採用手続き

職場実習の評価が良好の場合、採用フローへ（ハローワークと連携してトライアル雇用等の利用可能な制度についてもサポート）

#### 職場定着

##### ⑤職場定着支援

定期的に職場を訪問し、職場定着支援を実施

ご相談・お申し込みはこちら

愛知県経営者協会

Tell : 052-221-1931

Mail : info@aikeikyo.com